

市民文教委員会会議録

平成27年7月1日(水)
(開 会) 10:00
(閉 会) 10:35

案 件

1. 議案第98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

【原案可決】

【 報告事項 】

1. 飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校建設に係る実施設計業務の完了について
(学校施設整備推進室)
2. 飯塚市地区公民館施設整備実施計画の策定について
(生涯学習課)
3. 学校跡地の利活用方針(案)について
(行財政改革推進課)
4. 工事請負契約について
(契約課)

○委員長

おはようございます。ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明いたします。

補正予算書の17ページをお願いいたします。今回の補正予算につきまして第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ17億9038万円とするものでございます。

第2条で既定の継続費の変更を、第3条で既定の地方債の変更をおこなうものでございます。

第1条につきましては補正予算書の21ページをお願いいたします。財源となります歳入でございますが4款1項1目1節の一般会計繰入金10万円を、次の7款1項1目、学校給食事業債、1節、学校給食施設整備事業債40万円を増額補正するものでございます。次に歳出でございますが、同ページの下段の表です。2項1目15節、工事請負費で楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費の造成工事費50万円増額補正をおこなうものです。本自校式給食施設整備は楽市・平恒・飯塚東小中学校統合事業の新校舎建設において行うものでございまして事業費の算定につきましては同統合事業の総額を施設規模按分により求めた額でございます。

次に、第2条の継続費補正については19ページの第2表、継続費補正をお願いいたします。本整備事業は複数年にまたがるため継続費で計上していますが、今回、総額及び各年度の年割額の見直しをおこないまして、補正前総額5億3077万8千円を700万2千円増額しまして、総額を5億3778万円に変更するものでございます。また、その年割額は総額を必要な年度に割り振りまして、同表の補正後、年割額のとおり変更するものでございます。

第3条の地方債補正につきましては19ページの下段の第3表、地方債補正をお願いいたします。補正前の限度額に第1条の歳入で今回補正計上しております市債の40万円を加えまして限度額を3億8220万円とするものでございます。

以上簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校建設に係る実施設計業務の完了について」報告を求めます。

○教育部長

学校施設整備推進室主幹が補正予算審議のため総務委員会に出席しておりますため、私のほうから説明をさせていただきます。鎮西中学校区小中一貫校建設に係る実施設計業務が完了いたしましたので、その概要をご報告をさせていただきます。本設計業務につきましては、資料の1枚目でございますけれども、記載のとおり建設工事を株式会社日総研九州事務所、造成工事を株式会社協和コンサルタンツ九州支店と契約し、実施をしておりますけれども、ともに本年3月31日に業務が完了をしております。お手元のA3判資料の2枚目になりますがご覧ください。学校を南西方向から望みます鳥瞰イメージ図を示しておりますが、南側下のほうになりますけれども、2グラウンド図面右側になります。サブグラウンドやプール等を配置し、北側に3階建てで学校舎、2階建ての公民館や屋内運動場等を配置しております。2ページ3枚目になりますが、全体配置図をご覧ください。図面左上に公民館及び児童館が配置され、その下に教室棟2棟が中庭を介してレイアウトされております。また、教室棟の右側に体育館及び小アリーナを配置しております。3ページから6ページにかけて、各階等の平面図また7ページには立面図を添付しておりますが説明は省略をさせていただき、基本設計からの大きな変更点につきましてご説明を申し上げます。まず昇降口につきましては、北側校舎に分散して配置をしておりますが中庭に集約し設けまして、また、小アリーナを地域開放時の管理を容易にするため2階に設置の計画をしておりますが1階へ変更しております。また、学校舎の面積を基本設計から見直しを行いまして、1000平方メートルほど削減しておりますが、このことによりまして、周辺農地への日影の影響を抑えることができ、また地域の皆さまの要望でもございました駐車台数の確保につきましても、サブグラウンドの活用を含め、約300台程度の駐車場を確保することが出来ております。通学路の整備といたしましては、学校の整備にあわせまして、西側の市道大人・田川原2号線これをメイン道路といたしまして、10メートルに拡幅し敷地北側の市道大日寺吉原町線へ抜ける拡幅についても整備を行う予定にしております。

以上簡単でございますが、鎮西中学校区小中一貫校建設に係る実施設計業務の完了についての報告を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

エアコンの設置はどうなっていますか。

○教育部長

エアコンの設置につきましては、結論から申し上げますと、現計画には含まれておりません。ただし、将来的な設置に向けてエアコンが設置できるようないわゆる仕様で進めております。これは穎田の小中一貫校も同様でございます。加えて申し上げさせていただきますと、普通教室へのエアコンの設置ということでご回答させていただきましたけれども、ランチルームであるとか図書室、それから職員室、保健室等にはエアコンは設置をいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「飯塚市地区公民館施設整備実施計画の策定について」、報告を求めます。

○生涯学習課長

それでは、A3版の資料を見ていただきたいと思います。飯塚市地区公民館施設整備実施計画のご説明を差し上げます。市内12地区に設置しております地区公民館につきましては、昭和40年後半から昭和50年前半に建築したものがほとんどでございます。老朽化が進み、耐震基準を満たしていない状況であります。この計画では、市内12地区公民館施設のうち小中一貫校と複合化しております、資料でいう一番上、鎮西の公民館につきましては、現在小中一貫校として複合化施設として今進めているところでございます。併せまして、資料の一番下でございますが、穎田公民館につきましては、現在穎田校一貫校として複合化施設として現在稼働しているところでございます。それから下から2番目、3番目でございますけれども、飯塚公民館、庄内公民館につきましては、耐震基準を満たしておりますので、今回のこの4つの公民館につきましては、この計画の対象外という形でさせていただいております。残り8地区、二瀬・幸袋・菰田・飯塚東・立岩・鯉田・穂波・筑穂の公民館につきましては平成29年度から33年度の間整備を行うものでございます。それでは上から説明をさせていただきますと思います。鎮西公民館につきましては、資料にありますように平成29年度までに建設し、30年度から開館するところで現在進んでいるところでございます。それから二瀬公民館につきましては、旧耐震基準以前の建物でございますので、現在において改築による整備というところで考えているところでございます。その下、鯉田公民館でございますが、敷地の地盤沈下が現在も続いているところから、早急に現在地以外に移設して、整備する必要があることから、平成27年度、今年度でございますが、移設地を決定し新築による整備を行うところでございます。それから、幸袋・菰田・飯塚東この3つの公民館につきましては、新耐震基準以前の建物でございますので、耐震診断を行い、補強及び改修工事のところで計画をしているところでございます。続きまして、その下でございますが、立岩公民館につきましては、新耐震基準以前の建物でございますので、補強工事等による整備を必要とすることも考えておりますが、大規模公民館施設であるため改修であっても多額の費用を要することも考えられますので、市長部局と十分に協議の上、原則といたしましては耐震補強による整備以外の整備も検討し、平成27年度、今年度中にその内容等及び整備の時期を決定いたしたいと思っております。穂波公民館、それから筑穂公民館につきましては、同様の内容でございますが、穂波公民館につきましては、近隣の公共施設との複合化等による整備も検討の中に入れていただいで、本年度中に決めさせていただきたいと思っております。筑穂公民館につきましては、同じように市長部局と協議のうえ、筑穂支所への移設等も含めたところで、今年度中までに整備をするところで計画を上げさせていただいてるところでございます。

以上簡単でございますが、飯塚市地区公民館施設整備実施計画について報告をさしあげます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

年次計画によると、平成29年度からの計画になってるんですけど、来年度28年度は何も手をつけないのですか。

○生涯学習課長

先ほども説明申し上げましたように、計画といたしましては、平成29年度からにさせていただいておりますが、今年度、来年度に向けましては、計画に上がっております改築等もありますので、そちらのほうの計画を進めさせていただこうかと考えてるところでございます。

○上野委員

方針が決まってるところについては前倒しでやっていただいたほうが、地域住民の方も安心されると思うので、是非やれるところは来年度か手がけていただきたいと要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「学校跡地の利活用方針（案）について」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

飯塚市立小学校・中学校再編整備により生じます学校跡地の利活用に関しまして、方針案を策定いたしましたので、その内容について報告いたします。学校跡地の利活用につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画において地域住民の意見を聴きながら行なうとしていることから、今後はこの方針案でございますが、をもとに、それぞれの地域で協議を行なってまいりたいと思っております。

それでは、方針案の概要についてご説明いたします。まず、資料の1ページをお願いします。今回の学校跡地の利活用方針の対象となる学校跡地は、表のとおりでございます。また小学校敷地内がございます児童センター（児童館）につきましても学校跡地と一体的な利活用を検討していきます。2ページをお願いします。「利活用検討における基本的な考え方」としては、平成23年3月に策定いたしました「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」に基づくものとしております。枠で囲んでおところが計画の抜粋でございます。それからその下になりますが、「3 基本的な考え方に対する検討方法」においては、検討手順を整理しております。基本的な考え方①では、譲渡を行なう場合には、地域住民との協議等を踏まえて検討を行い、民間譲渡の基本的な方針を定めるといたしております。②では市としての利活用をする場合の方針の定め方、それから、施設の廃止に伴う課題対応について検討していくこととしています。③につきましては今回対象外となりますので省略させていただきます。

次に3ページの下側のほうになりますが、「4 市としての基本的な利活用方針」では、①新たな機能の公共施設の設置は原則行わない。②耐震基準を充たしている学校施設は、老朽化した公共施設の代替施設としての利活用を検討していく。③耐震基準を充たしていない学校施設は、改修経費が多額となることを踏まえ、市としての利活用は原則行わない。という方針のもとに利活用を検討していくとしていきます。

資料の4ページをお願いします。次に5ですが、民間譲渡する場合の基本的な考え方の方針ですが、原則学校跡地は民間への譲渡となっておりますので、次の4つの方針に基づいての譲渡を進めて行くとしております。まず①は飯塚市民共通の財産であること。②都市計画等の方針に基づくこと。③今後の大きな課題である人口減少やそれに伴う財政規模の縮小などの解決につながること。④は③とも関連しますが、買物、公共交通等、地域住民生活の利便性向上につながる。以上のような方針で利活用を検討していくとしております。6でございます

が、方針期間は2年以内といたしております。方針を立てましても実際に利活用する事業者がない場合も想定されますので、その場合には新たな方針を立てることにいたしております。7の留意事項につきましては、利活用するにあたっては色々な課題が生じますので、当然それらを調整したうえでの利活用ということしております。8からがいわゆる個別の学校ごとの利活用の方針を定めております。

①蓮台寺小学校は、市としての活用はなく、国道201号沿いに立地していることから、定住促進や利便性向上につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡とします。但し、西山断層が直下に位置していることを考慮しますというふうにしております。

②についても、市としての利活用はなく、国道201号沿いに立地していることから、定住促進や利便性向上につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡としております。

③の潤野小学校でございますが、これも市としての活用はなく、住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡といたします。

④飯塚第三中学校の体育館につきましては、耐震基準も満たしていること、近隣の社会体育施設が老朽化していることから、社会体育施設として当分の間は利活用するとしております。また校舎の一部につきましては、小中学校の統廃合、庁舎、地区公民館整備により、一時的に余剰となる備品をストックする倉庫としても活用するとしています。それから上記以外の校舎敷、運動場、プール敷は、市としての利活用策がないことから民間譲渡としております。ただ先ほども説明がありましたが、鯉田地区の公民館移転候補地のひとつとなっていることから、公民館の整備計画内容によっては方針を見直すという形にしております。また、民間譲渡の方針としては、ここも住宅地の中に立地しておりますので、定住促進につながる譲渡といたしております。

⑤楽市小学校跡地ですが、ここは楽市・平恒の統合保育所を設置する計画となっていることから、平成28年10月までに方針を決定するとしておりますので、その結果によって変わってくるということになります。それから運動場、体育館敷、プール敷は、市としての利活用策がございませんので、民間譲渡といたします。民間譲渡の方針として、住宅地の中に立地していること、ここは進入道路の幅員が6メートル未満というような条件もございますので、定住促進につながる譲渡とします。

⑥穂波東中学校は、施設及び跡地ともに、市としての利活用策がないので民間譲渡としております。敷地外の運動場は、穂波東小中一貫校グラウンドが、現状全ての部活動に対応できないということもございまして、社会体育施設として当分の間は利活用するとしております。また跡地につきましては、ここも住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる民間譲渡といたします。以上が各学校ごとの方針でございます。それから、あわせておくなりいたしております参考資料については、それぞれの地域の人口推計や社会資源といったものを整理いたしております。これらを資料も含めそれぞれの地域に出向き、意見をお聞きしながら正式な利活用の方針を策定したいと考えております。

以上で、学校跡地の利活用方針の案についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

ありがとうございます。詳しい資料をつけていただいて、本当にありがとうございます。ただ飯塚第三中学校なんですけど、これは体育館を当分の間利活用されるということなんですけど、体育館がどれかわからないんですけど、どれでしょう。

○行財政改革推進課長

参考資料の一番後になりますけれども、図面つけております。で、運動場が真ん中上のほうにありますけど、その下がいわゆる管理棟、それから学校と、そしてその下が体育館という形に

なっております。

○上野委員

地図でいくと運動場があって、体育館、接道はあるんですか。

○行財政改革推進課長

接道につきましては運動場の河川のほうから運動場に入っていく左側の部分が1つの進入路、それからちょっと狭いんですが、管理棟の校舎ございますが、そこにちっちゃな倉庫みたいなございます。そこから右側のほうに入ってくる進入路が確かあったと思います。

○上野委員

何で聞いたかという、公民館の移転候補地にもあるんですけど、一番おっきな河川敷からは一番奥になってしまうので、例えば公民館の移設地がこの三中の跡地になったとするとどうしても奥のほうに建てなきゃいけなくなるじゃないかというふうに思うんですけど、売却するのが住宅地としての売却を検討されているということなんで、どうしても売却後、奥のほうまで住宅地の横を車がどんどん通っていく形になると思うんですけど、そういうふうにお考えですか。

○行財政改革推進課長

ちょっと私は答えて良いのか分かりませんが、それも含めて平成27年度いっぱい、いわゆる公民館の関係とかですね、そういうのは検討するというふうにいたしておりますので、その中で整理させていただきたいと思っております。

○上野委員

言葉足らずでした。平成27年度末までに公民館の整備計画は出されるんですが、体育館を当分の間利活用されるんですが、利活用の期間はどのくらいまで考えてあるんですか。

○行財政改革推進課長

まだ現状ははっきりした期限については定めておりません。

○上野委員

利活用されてまだ新しいということなので、残すという選択肢がもしあるとするならば、公民館を移転するところの公民館の移転先というのがとっても重要になると思うので、そこらへんは十分検討していただきたいというのが一つと、体育館の利活用についても、これを残すのかどうかというのを決めないと公民館をどこに持ってくるかっていう、移設の位置もまた決められないということになると思うので、そこら辺をよく横の連携をとっていただきたいというのが一点要望です。で、もう一点、第1体育館と颯田体育館の補助的な役割として当分の間利活用しますとなっておりますが、先日議会でも第1体育館の建て替えの質疑があつておまして、副市長、大変前向きな答弁だったかなと思うんですが、新しく第1体育館をどこかに建てるといことになる、この三中の体育館、第1体育館、颯田体育館はなくなるというのも選択肢の一つなんですか。

○行財政改革推進課長

申し訳ありません。この方針につきましては現状としてのところで、当分の間残すといましておりますので、当然その辺の周りの環境が変わってきたときは再度見直さざるを得ないと思いますが、現状ちょっと今のところなんとも答えようがございませんので、ご容赦お願いいたします。

○上野委員

案として出されてるので、三中に関してはあくまで案ですよ、これから先どう変わるかわかりませんよという理解でよろしいですね。

○行財政改革推進課長

体育館につきましては、案ではございますが、これにつきましては一応行政の施策上必要だということですので、その辺については住民のご理解をいただきたいというふうに

は思っております。これは案ですので、ご意見を伺いながら最終的な方針は定めるということにしております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○兼本委員

おはようございます。ほとんどの小中学校が売却ということで出ておりましたが、避難所としてほとんどの小中学校が対象となっておりますが、今後その避難所がその分なくなるということになった場合に、他に何かその避難所となるようなところってというのはお考えがあるのでしょうか。

○行財政改革推進課長

資料の1ページ見ていただきましたら、それぞれの学校は指定避難所となっております、それから投票所になってるところもございます。指定避難所につきましては、今防災安全課のほうで代替策、施設そういったものを検討しておりますし、投票所についても選挙管理委員会のほうで検討しているということになっております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします4件の工事は、小学校大規模改造工事の建築一式工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、資料1ページの「飯塚小学校大規模改造（その4）工事」及び資料3ページの「菰田小学校大規模改造（その3）工事」につきましては建築一式工事のⅠ等級に格付けされている要件等を、資料2ページの「鯉田小学校大規模改造（その4）工事」につきましては建築一式工事のⅠ等級に格付けされている要件、及び第2希望工種で登録されている業者も可とする要件等を、資料4ページの「飯塚小学校大規模改造（その5）工事」につきましては建築一式工事のⅡ等級に格付けされている要件等をそれぞれ決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。「飯塚小学校大規模改造（その4）工事」につきましては、2者から入札参加申請がなされましたが、その後1者が会社都合により辞退されましたので、1者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額1億2524万7600円、落札率99.86%で「株式会社 三協増改築センター」が落札しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「鯉田小学校大規模改造（その4）工事」につきましては、当初建築一式工事のⅠ等級に格付けされている要件を付して告示を行いましたが、落除き及び辞退により入札参加者がいなくなりまして入札中止となりましたので、先程ご説明いたしましたように参加要件を第2希望工種で登録されている業者まで広げることを業者選考委員会で決定し、再度告示を行いました。その結果、2者から参加申請がなされましたが、入札前に1者が辞退されましたので、1者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億98万5400円、落札率100%で「株式会社 サカヒラ」が落札しております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。「菰田小学校大規模改造（その3）工事」につ

きましては、2者から入札参加申請がなされておりましたが、1者がこの案件の前に執行された入札で落札者となり落除きとなりましたことから、1者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8419万5720円、落札率100%で「協同建設株式会社」が落札しております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。「飯塚小学校大規模改造（その5）工事」につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5042万4120円、落札率89.56%で「有限会社 徳永建設」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります5者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

1ページ目、2ページ目、3ページ目の入札、これ競争力担保できるというふうにお考えでしょうか。

○契約課長

今、委員ご指摘のとおり、入札結果から見ていただきましたら1者による入札となっておりまして、競争性という部分では担保は出来ていないというふうには考えております。

○上野委員

以前にもお聞きしたんですけども、飯塚市の規程によると1者でもやるというふうになってあるというふうにお伺いしましたが、まずいんじゃないんでしょうか。どう思われますか。

○契約課長

今回、1等級対象の3件の大規模改造につきましては、告示の時点では、一等級の業者さんが6者おられました、大体年度当初の発注におきましては、例年全者がだいたい参加をさせていただいておりましたが、今回は先ほど説明させていただきましたように、2者しか応札が当初ありませんでした。我々のほうで情報収集等に努めたところ6者中4者につきましては、他の工事等を請け負っておる、あるいはこの後の県等から発注される案件に手を挙げたいので配置できる人間がないということで、やはりなかなか未だに建設業に関しては公共工事の発注業務が非常に困難を極めております。今、委員ご指摘のとおり、確かに1者入札ということになればですね、競争性が、入札に関しては競争性というのは非常に重要な課題と認識しておりますが、どうしてもやはり事業の進捗に支障を来すという部分もありますので、非常に困難ではあります。今このような形で発注させていただいてるところでございます。

○上野委員

入札制度については総務委員会の所管なので、あまりここでやるのはどうかなと思うんですけど、そういうふうな情報収集をされる努力もされてあって、競争性保てるかどうか分からないというような状況があるんだったら、今後も工事発注されますよね。競争性を保てるような規定に変更するなど措置が必要ではないかと思いますが、課長に答弁を求めているんですかね。

○契約課長

先ほど申し上げましたように、例年は6者おられれば大体6者が手を挙げてこられて、この3案件というふうに私ども最初は考えておりました。しかしながら、やはり非常に公共工事を取り巻く環境が変化しておることも十分今回認識いたしましたので、今委員ご指摘のとおり競争性、公平性が担保できるような弾力的な入札制度の運用について、また所管委員会等にご協議いただきながら、今後は検討していきたいと考えております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件についてお諮りいたします。

本委員会として「学力向上施策について」及び「まちづくりの推進について」、以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「学力向上施策について」及び「まちづくりの推進について」、以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。